

令和 7 年度第 1 種放射線取扱主任者試験の問題誤り

令和 7 年 9 月 17 日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号。）に基づき登録試験機関である公益財団法人原子力安全技術センター（以下「センター」という。）が実施した、令和 7 年度放射線取扱主任者試験において、問題誤りがあったことを報告するものである。

2. 事案の概要

本年 8 月 27 日と 28 日の 2 日間にかけてセンターが実施した、令和 7 年度第 1 種放射線取扱主任者試験の課目「化学」において、多肢択一式問題文中の式に誤り（「 A_A^0 」と表記するところを「 N_A^0 」と表記）があり、その式から導き出す解答欄の選択肢に適切な解答がないことが受験生の指摘により確認された。これを受け、センターは直ちに試験委員会で協議し、試験実施中に訂正内容を各会場内の黒板に板書し、受験生に周知した。

翌 29 日、センターはホームページ（<https://www.nustec.or.jp/>）上に、問題訂正について今後の措置を検討している旨掲載した。

3. 原子力規制庁の対応

原子力規制庁では、8 月 28 日にセンターから問題誤りについて報告を受け、必要な指導等を行っている。放射線取扱主任者試験については、令和 5 年度及び 6 年度試験においても問題誤りが生じ、その都度再発防止策が講じられてきたが、結果的に連続して発生しているところである。今回の問題誤りの発生を受け、従前の取組も含め、あらためて、抜本的な原因究明と再発防止策の検討を求めることとする。（参考参照）

(参考)

(案)

令和7年9月〇日

登録試験機関

公益財団法人原子力安全技術センター

会長 石田 寛人 殿

原子力規制庁

長官官房安全規制管理官（放射線規制担当）

名

放射線取扱主任者試験の問題誤りの再発防止について

本年8月、貴機関にて実施した放射性同位元素等の規制に関する法律に係る令和7年度第1種放射線取扱主任者試験において、問題誤りが発生したとの連絡を受けた。放射線取扱主任者試験については、令和5年度及び6年度試験においても問題誤りが生じ、その都度再発防止策が講じられてきたが、結果的に連続して発生しているところである。

問題誤りが発生することにより放射線取扱主任者試験に対する不信感を招くだけでなく、試験の透明性、公平性が揺らぎ、放射線取扱主任者の信頼度が低下するなど、社会的な影響が懸念されるため、再発防止に万全を期する必要があることから、下記のとおり対応することを求めます。

記

1. 今回の問題誤りの原因を究明し、再発防止策を検討すること。
2. これまで講じてきた問題誤りの再発防止策について有効性を検証し、試験の実施体制等を含めあらためて検討を行うこと。
3. これらについて、令和7年10月〇日までに書面にて報告すること。

以上